

自転車指導啓発重点地区（鯉沢警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点等で徐行や一時停止をしない
- ながら運転（傘差し、携帯電話使用等）
- 車道の右側通行



県警察では、自転車利用者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、**悪質・危険な交通違反**に対して、**検挙措置**を講ずるなど、**厳正に対処**しています。

西八代都市川三郷町

県立青洲高校

重点地区

三郡立体東 交差点

三郡東橋東 交差点

郡農協前 交差点

【重点地区】 県立青洲高校 周辺

- 選定理由
 - ・ 峡南地区の3高校が統合され、県立青洲高校へ通学する学生の**自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。**
 - ・ 通学高校生の自転車利用による**事故の発生が懸念**される。
 - ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望がある。

★ 自転車を利用する人は次の点に気を付けましょう★

1 歩道は例外、歩行者優先！

自転車が行き通せる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれる**スピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなる場合は、**一時停止**をしましょう。

2 交差点では安全確認！

自転車も、自動車と同じ「車両」です。交差点では、**信号と一時停止を守って**、夜間は**ライト**を点灯しましょう。

3 全ての利用者が「ヘルメット着用」！

令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が、**努力義務**となりました。
※ヘルメット非着用時は、着用時と比べ致死率が約3倍高い！！

